

資産運用報告の適正性に関する確認書

2019年4月15日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

本店所在地 東京都港区赤坂一丁目12番32号
不動産投資信託証券発行者名 森ヒルズリート投資法人
(コード: 3234)

代表者の役職・氏名
(署名) 執行役員 碓部 英之

当投資法人の執行役員である磄部英之は、当投資法人の2018年8月1日から2019年1月31日までの第25期営業年度の資産運用報告の提出時点において、当該資産運用報告における投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号）第71条から第75条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しています。

不実の記載がないものと認識するに至った理由（資産運用報告の作成に関して私が確認した内容）は下記のとおりです。

記

1. 当投資法人の仕組み

当投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人です。当投資法人は投信法の規定により、その資産の運用に係る業務の全てと資産運用報告の作成等、開示に係る業務について資産運用会社である森ビル・インベストメントマネジメント株式会社（以下「当資産運用会社」といいます。）に委託しています。また、計算に関する事務及び会計帳簿の作成に関する事務等を含む一般事務を税理士法人平成会計社（以下「一般事務受託者」といいます。）に委託しています。

当投資法人の会計監査人は、EY 新日本有限責任監査法人です。

2. 資産運用報告の作成プロセス

資産運用報告は、一般事務受託者から提出される会計帳簿をもとに、当資産運用会社により、投信法等に規定された様式及び記載表現に従い、必要な情報が加味された上で原案が作成されています。原案の作成については、当資産運用会社の総務部が主管となり、同資産運用部、同投資開発部、同財務部及び同企画部からも担当者を選出し、共同してその作成にあたっています。また、記載内容について会計監査人による監査（下記3.(1)）を受けた後、投信法第131条第2項の規定に基づき、監査報告書とともに当投資法人役員会に提出され、当投資法人役員会における承認を経て、提出されています。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- (1) 当投資法人の会計監査人である EY 新日本有限責任監査法人により投信法第 130 条に規定する監査に係る監査報告書を受領していること。
- (2) 一般事務受託者が作成した会計帳簿及び当投資法人に係る重要な情報に基づき、投信法等の関係法令に従って資産運用報告が作成されていることを確認していること。
- (3) 資産運用報告内の当投資法人に関する重要な項目について、当投資法人役員会に付議又は報告されていること。
- (4) 当資産運用会社において、その業務分掌と責任所管が明確化されており、各責任所管において情報の集約体制を含む適切な業務体制が構築されていること。
- (5) 私は、当投資法人の執行役員として、当投資法人の資産運用状況について当資産運用会社から必要な報告を受けており、報告された事項と資産運用報告に記載されている事項に相違がないことを確認しています。

以上